

令和 7 年第 3 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年3月19日（水）午後2時00分

2 場 所 多治見市役所本庁舎 4階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第8号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議第9号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	1件
報第8号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	7件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	坂崎 寛治	
2	日比野 敏夫	辞任
3	玉木 芳幸	
4	富田 良一	
5	江崎 勇	
6	東 一二三	
7	若尾 茂	
8	市原 勝美	
9	伊藤 忠義	辞任
10	梶田 達行	欠席
11	右高 一朋	
12	若尾 武彦	
13	山内 晃三	
14	長江 弓子	
15	水口 博文	
16	加納 洋一	
17	鈴木 隆	

議長 ただいまより、令和7年第3回農業委員会総会を開会する。本日は、10番 梶田達行委員から欠席の連絡がありましたので15名中14名の出席。従つて、『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立していることを報告する。

議長 次に、『多治見市農業委員会会議規則』第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、1番 坂崎 寛治 委員、3番 玉木 芳幸 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。はじめに議第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程する。議第8号について事務局より説明願う。

議長　議第8号事案について、地元委員から意見があれば発言願う。

■■■■ ■■■■■さんに会いに何度もお邪魔したが会えなかった。現場は、草刈りもしっかりとやられており保全管理されている。譲受人の■■さんを存じ上げないので、■■■町の町内会長に聞いたところ購入に際し何も問題ないとのことであった。一つ懸念だったのが農業を従事していない人が市街化調整区域の土地を購入できるかであったが、事務局の説明で購入できるようになったとのことであるし、地元もOKをだしている為大丈夫である。

議長 他に発言はないか。

11番 今、管理は誰がやっているのか。

15番 ■■さんのお知り合いで、■■の■■さんでないかとのこと。現場はとてもきれいにされている。

事務局 現地確認に行った際に地図の■■■番の家の人から話を聞けたが、いろいろな方が管理をされているとの話であった。■■■■さんや■■さんもみえて一緒にこの土地の作業をしている。また■■さんは他にも土地を借りて耕作をされているとの話を聞いてきた。

議長 他に発言はないか。

11番 市街化調整区域で農振農用地であるね。

事務局 一部が市街化調整区域、農振農用地域である。

11番 農振となると草刈りだけならできると思うが、所有が草刈り機だけで、農機も何もない、できるのか疑問である。今まで2,3人で管理されていたから良かったが、人手に渡るとその人だけになってしまふ。移転後管理は大丈夫だろうか。

15番 それは私も心配である。■■さんは現地から2・3分の所に何年か前に空き家を一軒購入し別荘となっているが、今回■■■町に2軒目を取得され、現在町内会長の■■■■もかなり前から知っている方だから大丈夫だとのことである。

事務局 今回、12筆購入され、家は該当土地より南の方でリフォーム中である。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第8号事業について採決を行う。議第8号事業を許可することについて、賛成の委員は挙手願う

(全員举手)

議長 全員挙手により、議第8号事案は許可することに決定する。

議長 次に議第9号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程する。議第9号について事務局より説明願う。

■の■■■の駐車場の一部。現場は駐車場となっており今後もこのまま駐車場として使われる予定。始末書をいただいており、平成26年からこのような状態であるという内容である。■■■番、■■■番は駐車場、■■■番、■■■番も一緒に■■■が購入されているようで、工事が始まっていると聞いている。現状は農地ではないため追認の形での許可申請となる。

議長 議第9号について、地元委員から意見があれば発言願う。

17番 地目は田でなく畠でいいか。

事務局 申請は田だが畠が正しい。

17番 昔は畠を隣の人が借りてやっていた。最近は隣の人が駐車場として使っていた。所有者が変わればこれからはできなくなるかもしれない。

問題と考えるのは、譲受人が自宅の2軒を壊す予定のようだが、位置図の②のあたりに農業用の水路があり、蓋がしてあるところとないところがある。壊すときにゴミが入らないように注意してほしい。蓋をしてあるところにゴミが入ると取れなくなってしまう為お願ひしたい。他は問題ないと思う。

事務局 水路の件、承知した。その旨申請者の■■■に申し伝える。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 他に発言がないので、議第9号について採決を行う。議第9号について、許可することに賛成の委員は挙手願う。

(全員举手)

議長 全員挙手により、議第9号は許可することに決定する。

議長 次に報第8号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程する。報第8号について事務局より説明願う。

3名で共有。株式会社■■■■■は■製品を作つて販売している会社で■■、■■■■■などの小物を製造販売。現在は■■の近くに事務所があり、手狭となつた為購入される。■■■■■の通路で販売され、古い建物の方でも販売。新しい申請地では作業所で店舗兼用となる。

## 人住宅

申請番号2と3を購入 3軒の分譲住宅を建設販売。昭和52年当時に5条の農転許可がでていたが、法務局の登記簿を変更していなかった為、改めて申請されたもの。

売買で自己の住宅建設をするもの。

先月の総会に諮った案件で個人の方から■■■が購入され転用される予定だったが、実際に家を建て、宅地分譲する■■■が直接申請するため■■■から■■■へ所有権移転したもの

申請番号4の隣の土地、自己の住宅建設をするもの。

現況は雑種地、■■■■■■■が薪の無人販売の場所としている。資材置き場や残土置場となっているが、現状のままとすることが転用の目的である。始末書が出ており、令和4年から資材置き場としての現状のままである。現状に合わせた追認の形での転用の申請である。

議長 報第8号は専決事項のため、議決事項ではないが、委員から意見があれば発言願う。

11 番 申請番号 1 の■■■■■■■だが、10 年程前、田んぼを作るよう言われ、田植えをしたことはしたが、1 か月もしないうちに苗が段々枯れていき、原因を調べたところおそらく農耕地用ではなく非農地用の除草剤がまいてあったようだ。とてもここでは作れないということで補償をしてもらい撤退した。非農地用の除草剤は半年以上効く、下手をすると 1 年効くかもしれない。除草剤は危険

であると感じた。非農耕地用の除草剤は値段が安い。農耕地には撒いてはいけない。ラウンドアップは農耕地用で高額である。

議長 他に発言はないか。

(発言なし)

議長 発言がないので、報第8号を終了する。以上をもって、本日の議案を終了する。

議長 その他議案以外で何かあれば発言を願う。

議長 発言が無いので、その他、事務局から連絡事項を願う。

事務局 7年度の予定を配布、まだ詳細は決まっておらず総会の開催日のみのご連絡である。6月だけ火曜日となっており、翌週に参議院選挙が実施されるためである。ご注意いただきたい。次回の総会開催日は、4月30日水曜日の午後2時から。場所は本庁舎4階会議室にて開催する。

議長 以上をもって、本日の第3回農業委員会総会を終了する。

以上

(閉会 午後 2時 45分)

事務局

事務局長 前田 剛  
書記 藤井 憲  
書記 岡田 聰

令和7年3月19日

議事録署名

1番

3番

議長